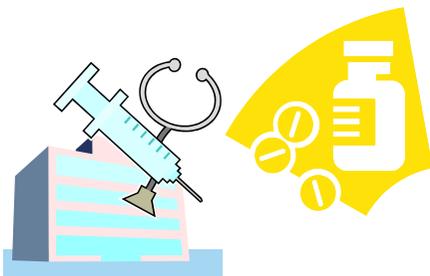


保険医療機関等に対する指導日時等の改善 に関する行政評価・監視 ＜行政評価・監視結果に基づく所見表示＞

「行政評価・監視」は、**山形行政評価事務所**が行う行政改善活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主に合規性・適正性・効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、山形社会保険事務局が保険医療機関や保険薬局を対象に健康保険法などに基
づき実施している集団指導及び集团的個別指導の休日又は夜間の開催を望む声が、当事務所の行政相
談に寄せられていることから、**利用者の利便を確保し保険医療機関等の負担を軽減**する観点から、アン
ケート調査を行い、必要な改善を図るものです。

調査結果は、**本日(平成17年2月28日)**、山形社会保険事務局に対して所見表示をしたものです。



＜本件照会先＞

総務省山形行政評価事務所
評価監視官 五十嵐 健
電話: 023(632)3113

概略

背景

集団指導・集団的個別指導は
平日の午後に実施

少人数の保険薬局では、指導を受けるため**閉局**

利用者に**不便**をかけているという
行政相談が複数あり

【山形社会保険事務局が行う保険医療機関・保険薬局に対する指導】

集団指導：診療報酬点数表の改正時、保険薬局の新規指定時などに、
保険医療機関や保険薬局を一斉に集めて講習方式で行う。

集団的個別指導：保険診療（調剤）に対する理解を深めることを目的に、
保険医療機関や保険薬局を一斉に集めて、講習方式又は個別に
簡便な面接懇談方式で行う。

【指導を行う根拠】

健康保険法
国民健康保険法
老人保健法
船員保険法

【具体的な指導方法についての規定】

厚生省保険局長通知 別添「指導大綱」

「指導日時」について

集団指導：**規定なし**

集団的個別指導：**土曜日及び休日を除く**

山形社会保険事務局は、集団指導・集団的個別指導を診療・営業時間と重なる**平日の午後**に実施

集団指導・集団的個別指導の開催日時等についてのアンケートを県内全機関・薬局(対象数:1,670)に対し実施
集団指導:平均**896機関・薬局**、集団的個別指導:平均**847機関・薬局**から有効回答

所見表示事項

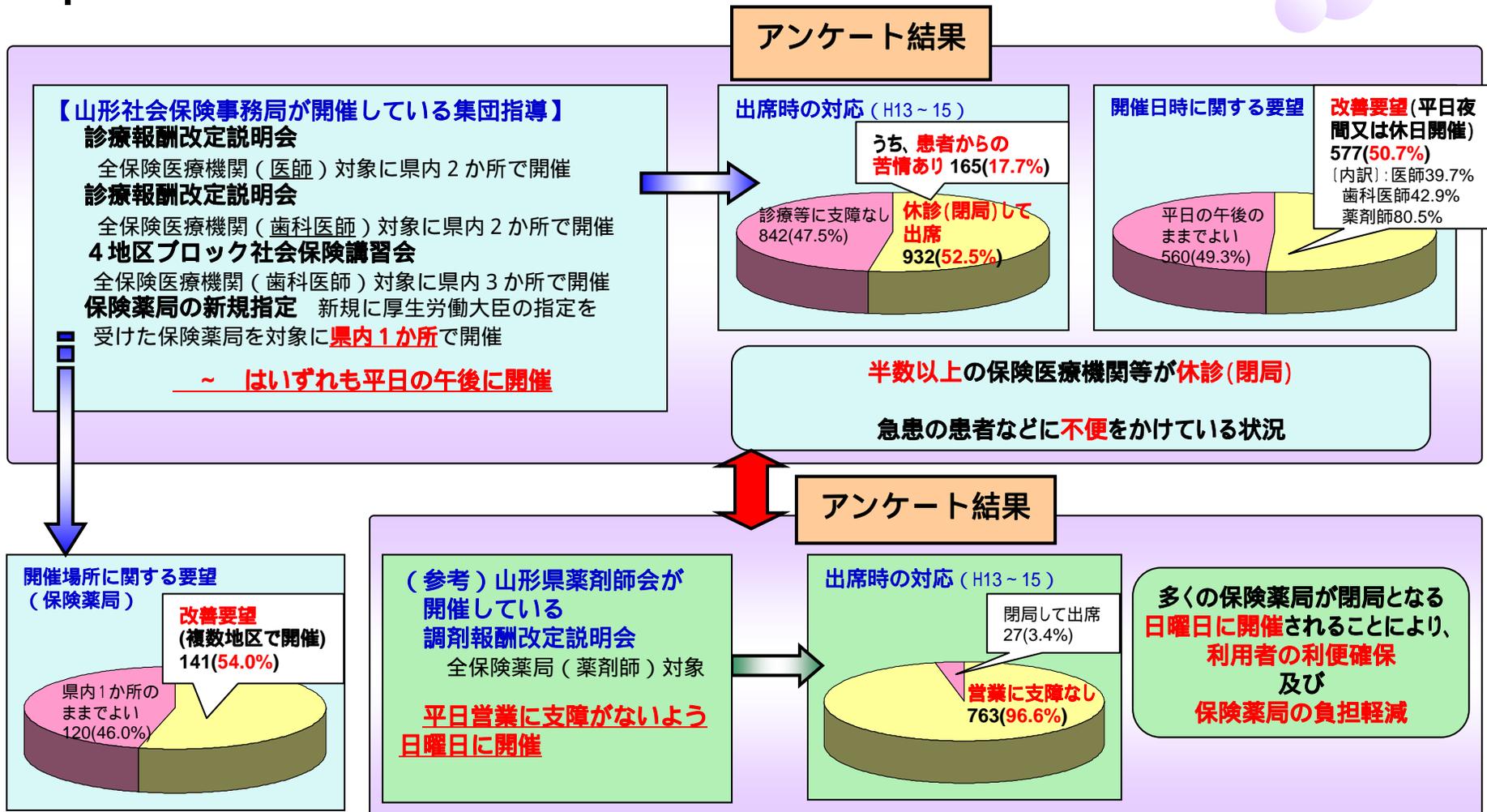
今回の行政評価・監視の結果、以下の点について改善すべき事項を所見表示

- 1 集団指導の指導日時等の改善
- 2 集団的個別指導の指導日時等の改善

所見表示

山形社会保険事務局
平成17年2月28日

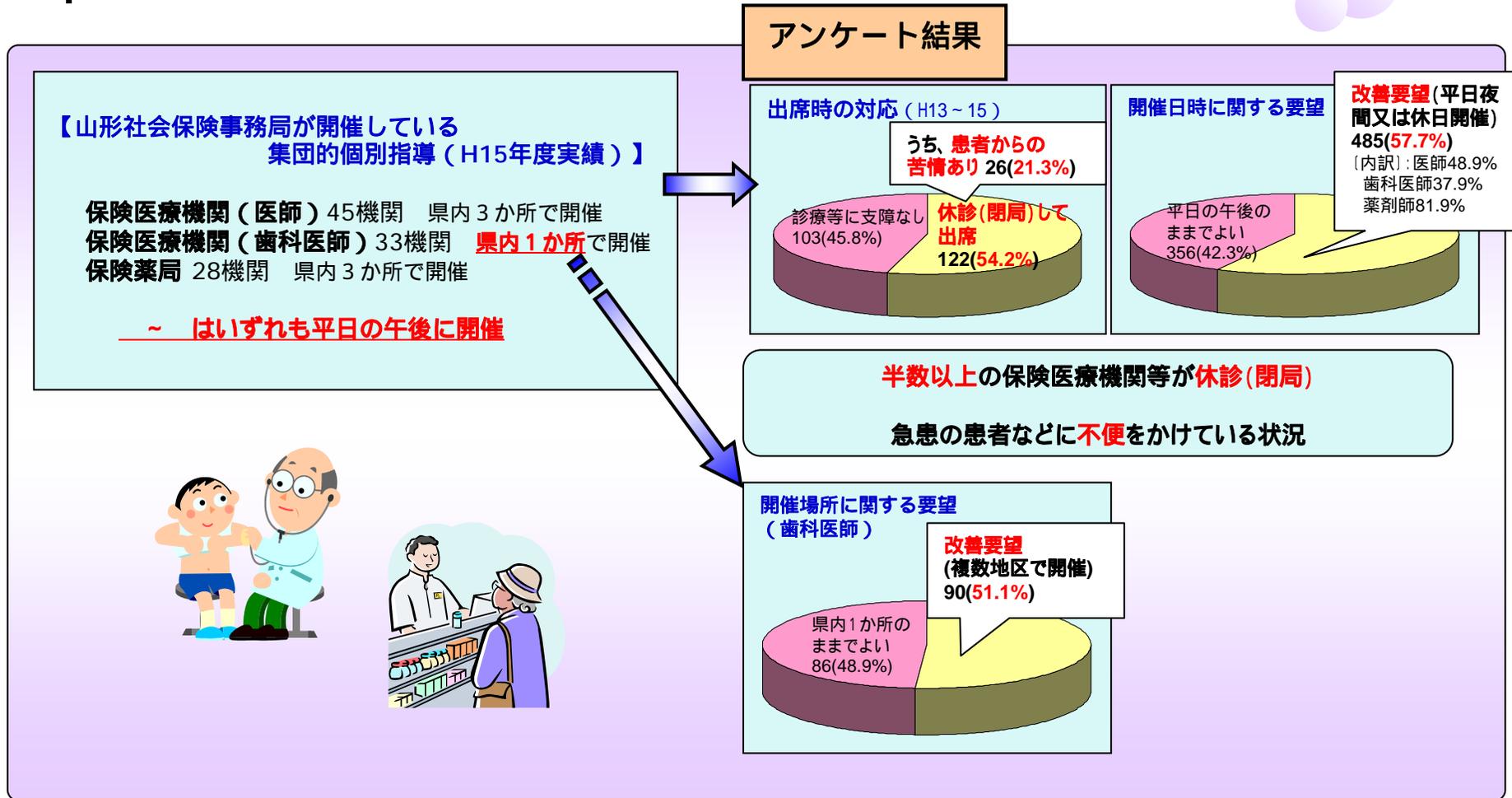
所見表示 1 集団指導の指導日時等の改善



所見表示要旨

保険医療機関等の意向を考慮して、次の措置を講ずること。
 集団指導は、平日の夜間又は休日における開催を検討すること。
 保険薬局の新規指定時の集団指導は、県内の複数地区における開催を検討すること。

所見表示 2 集团的個別指導の指導日時等の改善



所見表示要旨

保険医療機関等の意向を考慮して、次の措置を講ずること。
 集团的個別指導は、平日の夜間における開催を検討すること。
 保険医療機関(歯科医師)を対象とする集团的個別指導は、県内の複数地区における開催を検討すること。